

令和6年10月（12月支給分）から

児童手当が拡充 されます！



▲詳しくはHPを
ご覧ください。

1 主な変更点

支給対象が高校生年代まで延長され、第3子以降は3万円が支給されるとともに、所得制限がなくなります。

	改正前	改正後 12月支給分から		
支給対象児童	中学生まで 15歳到達後の最初の3月31日まで	高校生年代まで 18歳到達後の最初の3月31日まで		
支給月額	0～2歳	15,000円	第3子以降 30,000円	
	3歳～小学生	10,000円		10,000円
	中学生	10,000円		10,000円
	高校生年代	支給なし		10,000円
所得制限	あり 所得制限額～上限額：5,000円 所得上限額以上：支給なし	なし 所得額に関わらず支給		
支給時期	年3回（2,6,10月） 各前月までの4か月分を支給	年6回（偶数月） 各前月までの2か月分を支給		
多子加算の カウント対象	高校生年代までの児童 高校生に限らず18歳に達する年度末までの 子で、親等の経済的負担がある場合 (例) 21歳、17歳、14歳、10歳の場合 21歳（カウントに含まない）支給なし 17歳（第1子）支給なし 14歳（第2子）月額10,000円 10歳（第3子）月額15,000円	大学生年代までの子 大学生に限らず22歳に達する年度末までの子で、 親等の経済的負担がある場合 (例) 21歳、17歳、14歳、10歳の場合 21歳（第1子）（カウントに含む）支給なし 17歳（第2子）月額10,000円 14歳（第3子）月額30,000円 10歳（第4子）月額30,000円		

2 申請手続きが必要な方

次の方は手続きが必要です。

新規申請 が必要な方

- 児童が高校生年代のみのため、児童手当を受給していない方
- 所得上限額超過のため、児童手当を受給していない方

増額申請 が必要な方

- 児童手当を受給中で、大学生年代の子を含めると3人以上の子がいる方
- 児童手当を受給中で、高校生年代の児童について、転入などにより中野市から児童手当を受給したことがない子がいる方

※上記に該当しない方は手続き不要です。
詳しくは裏面のフローチャートでご確認ください。

3 申請方法 期限 9月30日（月）

申請が必要な方は、次により申請してください。

①マイナポータルによる電子申請

裏面のQRコードから申請してください。
※マイナンバーカード必要

②郵送または持参

同封の申請書を記入し、必要書類を添付のうえ、返信用封筒により提出していただくか、市役所へお持ちください。

<問い合わせ・提出先>

中野市 子育て課 子ども支援係

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号

■電話 0269-22-2111（内線362）

（平日8時30分～17時15分）

■メール kosodate@city.nakano.nagano.jp

裏面のフローチャートで必要な手続きをご確認ください

4 申請手続き確認フローチャート

